(s)　「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

(t)　「サービスの貿易」とは、次に規定する態様のサービスの提供をいう。

(i)　一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供（越境の態様による提供）

(ii)　一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって他方の締約国のサービス消費者に対して行われるもの（海外消費の態様による提供）

(iii)　一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内の業務上の拠点を通じて行われるもの（業務上の拠点を通ずる態様による提供）

(iv)　一方の締約国のサービス提供者によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内において締約国の自然人の存在を通じて行われるもの（自然人の存在を通ずる態様による提供）

(u)　「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

第四十五条　最恵国待遇

1　サービス貿易一般協定第七条の規定に従ってとる措置を妨げることなく、かつ、第五十七条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、一方の締約国は、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を即時かつ無条件に与える。

2　この章の規定は、特定の地域で生産され、かつ、消費されるサービスを国境に隣接する地域に限定して交換することを容易にするため、締約国が隣接国に対して有利な待遇を与えることを妨げるものと解してはならない。

3　1の規定は、締約国によって締結され、及びサービス貿易一般協定第五条又は第五条の二の規定に従って通報される他の協定に基づいて与える待遇については、適用しない。

4　一方の締約国が3に規定する種類の協定を締結し、又は改正する場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国に対して遅滞なく通報するとともに、当該他方の締約国に対し、当該協定に基づいて与える待遇よりも不利でない待遇を与えるよう努める。当該一方の締約国は、当該他方の締約国の要請があった場合には、当該協定に基づいて与える待遇よりも不利でない待遇をこの協定に組み入れることについて交渉する。

第四十六条　市場アクセス

1　一方の締約国は、第四十四条(t)に規定するサービスの提供の態様による市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第五十七条に規定する自国の留保に係る表に従って待遇を与える。

注釈　締約国は、第五十七条に規定する自国の留保に係る表において市場アクセスに関する別段の留保を行わない限り、国境を越える資本の移動が第四十四条(t)(i)に規定する提供の態様によって提供されるサービスの重要な部分である場合には、当該資本の移動を認めることを約束したこととする。締約国は、第五十七条に規定する自国の留保に係る表において市場アクセスに関する別段の留保を行わない限り、第四十四条(t)(iii)に規定する提供の態様によってサービスが提供される場合には、自国の区域への関連する資本の移動を認めることを約束したこととする。

2　締約国は、第五十七条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、小地域を単位とするか自国の区域の全体を単位とするかを問わず、次の措置を維持し、又は採用してはならない。

(a)　サービス提供者の数の制限（数量割当て、独占、排他的なサービス提供者又は経済上の需要を考慮するとの要件のいずれによるものであるかを問わない。）

(b)　サービスの取引総額又は資産総額の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(c)　サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

注釈　この(c)に規定する制限には、サービスの提供のための投入を制限する締約国の措置を含まない。

(d)　特定のサービスの分野において雇用され、又はサービス提供者が雇用する自然人であって、特定のサービスの提供に必要であり、かつ、その提供に直接関係するものの総数の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）

(e)　サービス提供者が合弁企業その他の法定の事業体を通じてサービスを提供する場合において、当該法定の事業体について特定の形態を制限し、又は要求する措置

(f)　外国資本の参加の制限（外国資本による株式保有率又は個別若しくは全体の投資総額の比率の上限を定めるもの）

第四十七条　内国民待遇

1　第五十七条に規定する自国の留保に係る表において別段の留保を行わない限り、一方の締約国は、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条の規定は、締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇と形式的に同一の待遇を与えるか形式的に異なる待遇を与えるかを問わず、1の規定の義務を履行することができる。

3　一方の締約国が他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対して与える形式的に同一の又は形式的に異なる待遇により競争条件が当該他方の締約国の同種のサービス又はサービス提供者と比較して自国のサービス又はサービス提供者にとって有利となる場合には、当該待遇は、自国のサービス又はサービス提供者に与える待遇よりも不利であると認める。

4　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の措置であって両締約国間の二重課税の回避に関する国際協定の適用対象となるものについては、第十四章の規定に基づく紛争解決手続において、この条の規定を援用することができない。

第四十八条　国内規制

1　各締約国は、一般に適用されるすべての措置であってサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2　締約国の権限のある当局は、サービスの提供のために自国による許可が必要な場合には、自国の国内法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。当該締約国の権限のある当局は、申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供する。

3　一方の締約国は、他方の締約国の自由職業家の能力を確認するための適当な手続を定める。

4　(a)　各締約国は、次の態様により免許要件、免許の手続、資格要件、資格の審査に係る手続及び技術上の基準を適用する。

(i)　客観的なかつ透明性のある基準（サービスを提供する能力等）に基づく態様

(ii)　サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならない態様

(iii)　免許の手続並びに技術上の基準及び資格要件に関連する確認のための手続については、それ自体がサービスの提供に対する制限とならないこと。

(b)　締約国が(a)の規定に基づく義務を遵守しているか否かを決定するに当たり、当該締約国が適用する関係国際機関の国際規格を考慮する。

注釈　「関係国際機関」とは、両締約国の関係機関が参加することのできる国際機関をいう。